

### 3. ネイティブハウスの生産に関するルール

#### (1) 生産に関する共通ルール

項目	対策	確認方法
規格・仕様に関する共通ルール	ネイティブハウス「長期優良住宅仕様」及び「性能評価仕様」を準備 (5.レベルアップについて参照)	補助金申請申込時に、事務局へ提出の「自主チェックリスト」に基づき確認する。
	構造性能に関する事は別紙1による。	
	温熱性能に関する事は別紙2による。	
	その他の性能に関することは別紙3による。	
主要構造材における地域材の共通ルール	・使用する地域材は越後杉、合法木材（国内、国外）を使用する。 ・主要構造材（柱、梁、桁、土台）に使用し、1棟当たり50%以上使用する。	木拾い表、納品書兼証明書、地域材の証明書（合法証明含）にて確認する。
主要構造材以外における地域材の共通ルール	°	
地域型住宅で用いる資材（地域材を除く）の調達に関する共通ルール	ネイティブハウスで使用する材料、資材等を会としてのスケールメリットを活かし、一括仕入れなどの仕組みを構築予定。	
積算に関する共通ルール	エンドユーザーに設計図書と見積書を提出する。（別紙4）	設計図書と見積書の添付。
施工に関する共通ルール	地盤調査と地盤解析を行う。	調査報告書と計算書を添付
	瑕疵の保障に関する部位の標準施工図に基づいて施工する	第三者機関（瑕疵保険業者）による検査の証明書を添付
維持管理に関する共通ルール	30年までの維持保全計画書（別紙5）と災害時における臨時点検計画（別紙7）に基づき実施する。	維持保全計画書を添付
	第三者機関による住宅履歴情報の備蓄を義務化。	自主チェックリストにより確認。
その他の共通ルール	新潟県住生活基本計画に沿った提案を行う。	エンドユーザーに新潟県住生活基本計画の冊子を渡し、提案内容の相互理解を深める。

## 5.レベルアップについて

各種施策に対して豊富な経験を持つ会員が、まだ実績の少ない会員と手を取り合って成長するのが、新潟地域型住宅協議会の特徴。

そこでネイティブハウスは、まず標準的な仕様のSTEP1を会員に習得してもらい、各種スクールや施工実績を増やしていく過程でSTEP2への移行を予定している。

### ネイティブハウス仕様

	STEP 1 (長期優良住宅仕様)	STEP 2 (性能評価仕様)
施策	長期優良住宅	性能表示(設計・建設)
		住宅のゼロ・エネルギー化推進事業
		住宅・建築物省Co2先導事業
		新潟県住生活基本計画
構造	耐震等級2(基準法の1.25倍)	耐震等級2~3(基準法の1.50倍) *耐震等級4(基準法の1.75倍) *耐震等級5(基準法の2.00倍)
	耐風等級1(基準法に準じた計算)	耐風等級1~2(基準法の1.2倍)
	耐積雪等級1(基準法に準じた計算)	耐積雪等級1~2(基準法の1.2倍)
	偏心率0.3以下	偏心率0.15以下
火災の時の安全	等級2	等級2~3
劣化の軽減	等級3	等級3
維持管理・更新への配慮	等級3	等級3
温熱環境	等級4仕様規定	等級4性能規定Bタイプ 地域区分Ⅲ地域対応 (Ⅱ地域については、Ⅱ地域対応とする)
空気環境	等級3	等級3
透過損失	等級1	等級1~2
高齢者等配慮	等級1	等級1~3
環境	CASBEE(戸建)任意	CASBEE(戸建)必須
	住宅事業建築主の判断基準(任意)	住宅事業建築主の判断基準(必須)
設計	構造計算をサポート	サポート及び自社構造計算

\*耐震等級4,5は独自基準です

会員のレベルアップ計画は3年を一つの期間とし、下記の表の数値を目標とする。  
数値は、会員の全供給戸数に対するネイティブハウスの割合。

達成目標	STEP1	STEP2
平成24年度	26%	5%
平成25年度	50%	10%
平成26年度	70%	15%

## 別紙1

## 構造の性能・仕様について

部位	確認項目	項目	設計内容	
構造計画	計画	区画等 (原則)	上下階の耐力壁線区画は原則的に一致させる。	
			耐力壁相互間の距離は12m以下にする。	
			耐力壁線で囲まれる面積は40㎡以下にする。	
			耐力壁線区画の形状比は1:3以内とする。	
			耐力壁線の交差部には1P以上の耐力壁を設ける。	
			耐力壁線上の開口率は3/4以上とする。	
構造計算	耐震設計	性能	耐震等級(倒壊・損壊防止)2、3 独自基準4,5 耐風等級1~2 耐積雪等級1~2	
		柱	上下階の柱直下率は原則60%以上とする。	
		高床式	高床住宅の1階RC部分は、耐力壁による水平力の分担を考慮し、天井スラブを設置を原則とする。	
		耐雪設計	壁量	令46条壁量計算及び性能表示仕様規定計算または許容応力度計算とする。
			バランス	四分割法及び偏心率0.3以下(0.15以下)の計算とする。
			柱脚柱頭の 接合	N値計算または許容応力度計算とする。
柱	許容応力度計算とする。			
横架材	許容応力度計算とする。			
基礎	許容応力度計算とする。			
木造躯体	土台・柱	土台の めり込み	積雪荷重による柱軸力により土台のめり込み検討を行う。	
		柱	柱の小径は原則として120mm×120mm以上とする。	
		アンカーボルト	品質は亜鉛メッキ処理同等品質以上とする。 埋込長さはM12の場合250mm以上とし、M16の場合は柱脚の短期許容耐力が25KN以下で360mm、33.5KN以下で510mmとする。 継ぎ手、仕口、耐力壁端部に設け、位置は芯から2400/柱脚部の短期許容引張り耐力の数値かつ300mm以内とする。また、アンカーボルトは@2700以内に設ける。設置については、治具を使用する。	
	耐力壁	筋かい 耐力壁	令46条に準ずる。引張、圧縮筋かいの存在量の差を原則5%以内とする。	
		面材 耐力壁	告示1100号の仕様に準ずるか同等以上とする。	
		存在壁量	耐力壁の同一階壁率比を原則0.5以上とする。同様に上下階の壁率比を原則0.6以上とする。	
接合部	金物の品質	ZマークまたはCマーク表示金物または同等品質以上とする。		
地盤または杭の許容支持力及びその設定方法	地盤	調査	SWS試験を基本とし、建物の4隅と中心付近の計5か所を調査する。	
		検討	SWS試験結果により、建物重量を考慮した圧密沈下及び傾き検討、傾斜角検討を行い不同沈下が発生しないことを確認する。	
		地盤補強	柱状改良が必要な場合は、上層建物重量と柱状改良体の支持力との安全性を検討する。	

別紙2

温熱の性能・仕様について

部位	確認項目	項目	設計内容
温熱環境計画	計画	評価方法	設計・施工指針または建築主の判断基準による。
		性能	省エネルギー対策等級4(仕様規定、性能規定Bタイプ)
省エネルギー対策計算	外壁等の設計	断熱材	熱抵抗値基準による。
			各部位の熱損失を下げないために断熱材の補完を行わない。 外部収納を設ける場合、断熱区画を適切に区画する。
	開口部の設計	開口部	建具の種別とガラスの組み合わせ基準による。
			断熱ガラスを採用する場合は、北面と南面を推奨する。
			遮熱ガラスを採用する場合は、東面と西面を推奨する。
	日射遮蔽	日射遮蔽	開口部からの熱損失を下げないために面積の緩和規定を利用しない。
建具とガラスの組み合わせによる仕様基準による。 開口部からの冷房負荷を上げないために面積の緩和規定を利用しない。			
施工	内部結露	透湿抵抗	防湿シートの継手は下地のあるところに設ける。
			耐力壁に合板を使用し、それを断熱材外側に取り付ける時、繊維系断熱材を使用する場合は断熱層内側に防湿層を設ける。
			屋根面において、断熱材を垂木間施工する場合は、断熱層外側に30mm以上の通気層を設ける。
		熱橋	断熱層部分に設置する点検口は断熱、気密タイプとする。
			断熱層部分にダウンライトを設置する場合は、S型埋め込み品を採用する 繊維系の断熱材を用いる場合は、壁からずれ落ちないように適切な処置を講じる。
			設備配管、電気配線等の断熱層貫通部には、適切な防湿処置と断熱補修を行う。 充填断熱とする場合は、補強金物等の貫通部には、発泡ウレタンなどの熱橋処理を行う。
通気止め	屋根、天井、壁、床の取り合い部には冷気が室内に侵入しない様に通気止めを設ける。		
ユニットバス	床下断熱であっても、1階にユニットバスを設置する区画は断熱、冷気処理の観点から基礎断熱とする。		
設備	空調計画	空調	開放型ストーブの使用禁止。
		換気	熱の損失を避けるため、換気回数を0.5回/h以上0.6回/h以下とする。